

ECサイトを開設したい ブランド力を高めたい 商品を宣伝したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

持続化補助金

<一般型>

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額: 上限50万円

補助率: 2 / 3

補助対象: 店舗改装、チラシ作成、広告掲載など

令和元年度補正予算持続化補助金（一般型）の今後のスケジュール

第7回受付締切：2022年 2月 4日（金）

【申請方法】 [郵送：締切日当日消印有効 もしくは電子申請「Jグランツ（補助金申請システム）」]

<低感染リスク型ビジネス枠>

小規模事業者等がポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援

補助額: 上限100万円

補助率: 3 / 4

補助対象: 対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

令和2年度第3次補正予算持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の今後のスケジュール

第6回受付締切：2022年 3月 9日（水）17:00

【申請方法】 電子申請「Jグランツ（補助金申請システム）」のみ。「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。

賃金引上げを意欲的に実施する小規模事業者等を優先的に採択する「賃金引上げ枠（一般型）」、「賃金引上げプラン（低感染リスク型ビジネス枠）」が創設されました。

緊急事態措置に伴う特別措置（低感染リスク型ビジネス枠のみ）

2021年1月以降に発令された緊急事態措置の影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した場合

- ① 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/4(最大25万円)から、1/2(最大50万円)へ上げます。
- ② 審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

詳細は公募要領をご覧ください

- ◆ 申請に関する相談や問い合わせは商工会事務局までお願いします。（電話422-2037）
- ◆ 公募要領や応募様式等は、全国商工会連合会ホームページからダウンロードできます。
全国商工会連合会 <https://www.shokokai.or.jp/>

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又は

ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



Be a Great Small.
中小機構